

# 市立御前崎総合病院第4期中長期計画策定業務委託事業者選定 プロポーザル実施要領

令和4年10月14日制定

## 1. 業務概要

### (1) 業務名

市立御前崎総合病院第4期中長期計画策定業務委託

### (2) 業務内容

別紙「市立御前崎総合病院第4期長期計画策定業務委託仕様書」のとおり

### (3) 履行期間

契約の翌日から令和6年1月31日（水）まで

### (4) 提案上限額

本業務の提案上限金額は、11,550千円（消費税及び地方消費税込み）とする。

## 2. 参加資格条件

### (1) 受注者の要件

- ① 法人格を有していること。また、個人での応募はできないものとする。
- ② 御前崎市または応募者の主たる事業所の所在する市町村税の滞納がないこと。
- ③ 総務省が提示する「公立病院改革ガイドライン」に基づく「公立病院改革プラン」策定、および実行支援業務、他経営改善支援業務に従事した実績を有していること。
- ④ 市立御前崎総合病院（以下「御前崎病院」という。）と同等規模以上の公立病院へのコンサルテーション業務（目標管理、DPC分析、診療報酬や施設基準等への助言 他）に従事した実績を有していること。

### (2) その他の参加要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- ② 申請日現在、静岡県内において指名停止期間中でないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請したものにあっては、裁判所より更生計画の認可決定を受けていること。
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請したものにあっては、裁判所より再生計画の認可決定を受けていること。

## 3. 従事者の要件

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 業務に従事する全ての者と個別に退職後も有効な守秘義務契約を締結しており、その内容を証明する書面などを提示、提供できることが望ましい。
- (2) 業務責任者及び主たる従事者（以下「業務責任者等」という。）は、他公立病院（可能であれば御前崎病院と同規模以上）の全般的な課題、医療政策動向に精通しており、適切で迅速な情報共有ができ、かつ、客観的なデータや各種通達に従った提案を行える能力

を有することが望ましい。

- (3) 業務責任者等は、病院職員（事務部門だけでなく、医師や看護師、他医療従事者等）との適切なアプローチ方法を心得ており、良好なコミュニケーションをとることができる能力を有することが望ましい。
- (4) 業務責任者等は、地方公共団体に対して公立病院改革ガイドラインに基づく公立病院改革プラン策定、実行支援業務を実施した経験を有し、具体的なスケジュール、手法等の提案を行える能力を有すること。
- (5) 業務責任者等は、御前崎病院が所有する各種データ、静岡県、厚労省等が提供するデータなどを活用し、経営改善の手法、及びそれに伴う資料作成等の提案ができる能力を有すること。
- (6) 業務責任者等は、公立病院（可能であれば御前崎病院と同規模以上）の経営改善支援業務に従事した経験を有すること（下記は一例）。また、医師や看護師、その他医療技術員等への現場介入を伴う業務改善支援が含まれることを鑑み、業務責任者等は以下のうち、⑥、⑦の業務経験があることが特に望まれる。
  - ① 地域医療連携支援業務
  - ② 病院部門職員の目標管理支援業務
  - ③ D P C 分析に係る改善業務
  - ④ 経営指標分析業務
  - ⑤ ①～④等のデータに基づく医療従事者への経営改善に係る指導、助言
  - ⑥ 病院経営管理層、事務部職員に向けた経営改善全般の指導、助言

#### 4. 参加申請に関する留意事項

##### (1) 要領の承諾

参加事業者は、書類の提出をもって本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

##### (2) 提案内容変更の禁止

提出された書類の内容の変更又は追加はできないものとする。ただし、応募書類に記載の役員の辞職、失職、死亡等の場合はこの限りではない。

##### (3) 参加事業者の失格

以下の要件に該当した場合は、選考審査の対象から除外するものとする。

- ① 応募資格を満たさなくなった場合
- ② 応募書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 実施要領に定める手続を遵守しない場合
- ④ 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ⑤ 社会的信用を損なう行為等により、事業者としてふさわしくないと認められる場合
- ⑥ その他、不正行為があった場合

##### (4) 費用負担

提出された書類の作成に要する費用、旅費、その他応募に関し要する費用は、全て応募事業者の負担とする。

##### (5) 応募書類の取り扱い、著作権

応募事業者の提出する書類の著作権は作成した応募事業者に帰属する。ただし、応募書類

は、御前崎市情報公開条例に基づき、市に対する情報公開の対象文書となる。この場合、無償で提出書類の全部又は一部を使用できるものとする。ただし、公開することで個人が識別されたり、法人等の正当な利益を害したりするおそれがあると市が判断する部分は公開しないものとする。なお、提出された応募書類は理由の如何を問わず返却はせず、市の責任において保管するものとする。

## 5. 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定は、公募プロポーザル方式を採用し『市立御前崎総合病院第4期中長期計画策定業務委託事業選定委員会』(以下『選定委員会』という。)を設置し、応募書類の審査、プレゼンテーション及びヒアリング等による選考を行い、受託可能な事業者を選定する。

## 6. スケジュール（予定）

	項目	日 程
1	実施要領等の公表（御前崎市、市立御前崎総合病院ホームページ）	令和4年10月14日
2	業務等に関する質問受付	令和4年10月14日から 10月28日正午まで
3	申請書類の受付期間	令和4年10月14日から 11月14日正午まで
4	質問に対する回答日	令和4年11月4日
5	第一次審査（書類審査） 企画提案書、運営実績等を審査し、4事業者を選定します。	令和4年11月15日から 11月24日
6	第一次審査結果通知	令和4年11月29日
7	第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング等） (1) 御前崎病院会議室での実施を予定 ※リモート対応を可能とする (2) 第一次審査結果、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を審査し、選定委員により、最優秀提案者、優秀提案者を選定 (3) 所要時間30分以内 ①プレゼンテーション20分程度 ②ヒアリング等10分程度	令和4年12月7日 午前
8	第二次審査結果通知	令和4年12月中旬
9	最優秀提案者との協議	令和4年12月中旬
10	業務委託の締結	令和4年12月下旬

## 7. 募集の手続きについて

### (1) 実施要領の公表

市のホームページ及び御前崎病院のホームページにより公表します。また、実施要領の内容が変更になった場合は、速やかに更新版を各ホームページに掲載します。なお、この場合は応募事業者への個別のお知らせは行わないため、予めご了承ください。

### (2) 提出先

静岡県御前崎市池新田 5585 御前崎市役所 西館3階 健康づくり課

### (3) 実施要領に関する質問の受付

#### ① 質問受付期間

令和4年10月14日から10月28日正午まで

#### ② 受付方法

『様式6』の質問票に必要事項を記入の上、E-mail で送付してください。なお、個別の回答はいたしません。また、今回の募集に関係ないと判断した質問については回答いたしません。予めご了承ください。

質問受付 E-mail : [kenko@city.omaezaki.shizuoka.jp](mailto:kenko@city.omaezaki.shizuoka.jp)

担当：御前崎市健康づくり課 松下 宛て

#### ③ 質問への回答

質問及びその回答をまとめたものを、令和4年11月4日までに市のホームページ及び御前崎病院のホームページにより公表します。

### (4) 申請書類の受付

#### ① 提出期間

令和4年10月14日から11月14日正午まで

#### ② 受付時間

午前8時30分から午後4時30分まで(※ただし、各日午前 11 時50 分から午後 1 時までを除く、また受付最終日は午前 8 時30分から午前12時までとする。)

#### ③ 受付方法

健康づくり課窓口へ直接提出書類等をお持ちください。

#### ④ 提出書類（必要部数）

- 様式1 参加申請書（正本 1 部）
- 様式3 企業概要（会社概要資料、パンフレット等も含む）（正本 1 部）
- 様式4 参加資格要件を満たす業務実績表（正本 1 部）
- 様式5 予定業務責任者等の経歴（正本 1 部）
- 企画提案書（自由書式）（正本 1 部 副本 9 部 要製本）

※審査基準表に記載される項目を意識し、見やすい提案書を作成すること。

なお資料は、A4・20頁以内とする。

※マイクロソフトオフィス製品等汎用性のあるソフトウェアで作成すること。

- 業務委託経費見積書（正本 1 部）

※見積書作成時は業務毎の内訳、算出根拠等を記載すること。

- 上の様式、見積の電子データ（CD-ROM 1 枚）

## **8. 参加の辞退について**

参加申請書提出後に辞退する場合は、『様式2』の辞退届をご提出ください。

## **9. 第一次審査（書類審査）**

令和4年11月15日から11月24日

- (1) 応募資格及び応募書類について、審査、確認を実施します。
- (2) 企画提案書、運営実績等を審査し、上位4事業者を選定します。  
(応募事業者が4事業者以下の場合は参加資格等を確認し、資格があれば第二次審査を実施します。)

## **10. 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング等）**

令和4年12月7日前 午前 所要時間30分以内

- (1) 企画提案書に基づくプレゼンテーション及び委員質疑による審査を行います。
- (2) 第一次審査通過者には別途時刻等をご案内致します。
- (3) 所要時間30分以内とします。
  - ①プレゼンテーション20分以内
  - ②委員質疑等10分以内

## **11. 選定結果の通知**

選定結果は、第一次審査後（11月29日）及び第二次審査後（12月中旬頃）に通知いたします。

## **12. 選定方法**

参加申請事業者の運営能力、信頼性、社会性及び見積価格について総合的に評価し、業務委託事業者を決定します。評価にあたっては、書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング等による選考を行います。

- (1) 申請書類の確認  
参加申請事業者から提出された申請書類に基づき、欠格事項等を確認し参加資格がある事業者のみ選定委員会に諮ります。
- (2) 選定委員会の設置  
事業者の選定にあたっては、市は選定委員会を設置し、提出された内容について同委員会において評価を行った上で、受託可能な事業者を決定します。
- (3) 要件審査（参加資格及び申請書類の審査、確認）  
参加事業者の資格及び書類について、選定委員会事務局で確認をいたします。この結果に問題があると判断した申請事業者は、審査に進めずに失格となる場合があります。予めご了承ください。
- (4) 選定委員会による審査  
選定委員会による業務実績、提案価格、企画提案内容審査を実施します。企画提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行います。

#### (5) 選定基準

各委員が、それぞれ審査した評価点数を合計した総合評価点とし、第1位及び第2位の申請事業者を業務委託候補者とします。提出書類のすべてが審査の対象となりますので、事業計画書等に記入漏れがないようにしてください。

なお、総合評価点が総合点の60%以上を超えていることを決定の条件とします。

#### (6) 業務委託候補者選定と指定

市は選定委員会による評価結果の報告を受け、第1位及び第2位の業務委託候補者を決定します。最終結果は申請業者宛てに文書で通知します。業務委託候補者は、事業者の提案書の内容、見積書等に基づく総合評価により決定します。したがって、ご提案いただいた企画提案の実施内容や見積提案価格がそのまま採用されるわけではありません。このため市は、第1位業務委託候補者と金額面を含めた委託内容の詳細について協議を行います。協議の過程において、委託の困難性が明らかになった場合や、協議が整わない場合は、市は第2位の業務委託候補者と協議を行います。

#### (7) 選定結果の通知について

審査結果については、申請したそれぞれの事業者に郵送で通知いたします。

### 1.3. その他

業務委託契約書等に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、市及び受託事業者双方が誠意をもって協議することとします。

市立御前崎総合病院第4期中長期計画策定業務委託事業選定プロポーザル 審査基準

種別	項目番号	評価内容	評価の視点
第一次審査	1 参加資格条件	1-1 業務責任者の経歴	配置予定の責任者の実務要件を評価する。
		1-2 主たる従事者の経歴	配置予定の主たる従事者の実務要件を評価する。
	2 会社概要(実績)	2-1 本業務と同種・類似業務の実績が多数あるか。	改革プラン等の策定・実行支援に係る実績が多数あるか。
		2-2	病院の経営改善支援に係る実績が多数あるか。
	3 企画提案書(全般)	3-1 仕様を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。	仕様を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。
		3-2 事業を効果的・効率的に実施するための提案がされているか。	事業を効果的・効率的に実施するための提案がされているか。
		3-3 実施方法等が具体的で実現性があるか。	実施方法等が具体的で実現性があるか。
		3-4 事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるか。	御前崎病院が求めている事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるか。
		3-5 第4期中長期計画策定業務について、実現可能なスケジュール案となっているか。	第4期中長期計画策定業務について、御前崎病院の意図を理解し、実現可能なスケジュール案となっているか。
	4 企画提案書(主要)	4-1 理念及びアピールポイント	全体を通して、提案の理念・アピールポイントが明確に、かつ一貫した内容となっているか。
		4-2 経営改善支援について御前崎病院が求めている方向性と合致した提案であるか。	御前崎病院が意図する経営改善支援について重点ポイントが明確であり、十分な支援を行える提案となっているか。
		4-3 実施事業について職員への理解・浸透が十分にできそうか。	実施する事業が実行の主となる病院職員にも理解しやすく浸透できる内容や提案であるか。
		4-4 経営支援の考え方と御前崎病院の関わり方	経営支援の考え方と御前崎病院の関わり方が御前崎病院の求めるものに沿った提案となっているか。
		4-5 委託業務遂行において適切な支援体制となっているか。	委託業務遂行において御前崎病院に対して適切な支援体制となっているか。
		4-6 役割分担が明確で、御前崎病院担当者に負担がかからないか。	委託業務全体において御前崎病院と提案者側との役割分担が明確であり、御前崎病院担当者に負担がかからないか。
	5 見積額	策定業務委託に係る見積額	提案額について評価する。実施要領のとおり、事業毎の内訳、算出根拠等を明確に示すこと

第二次審査	6プレゼンテーション	6-1	説明のわかりやすさ、プレゼンテーションの内容、及び質問に対する応答が明確・迅速か、責任感や誠実性	時間内にわかりやすく説明され、質問に対する応答が明快・迅速か、責任感や誠実さがプレゼンテーションから感じられるか。
		6-2	今回の応募に対する事業者の取組姿勢	本業務に対する取り組み意欲が高く、熱意が感じられるか。
		6-3	市の事業に関する理解・知識が十分にあるか。	本業務で要求されている事業への理解・知識があるか。
		6-4	主担当者は当事業を遂行するにあたり、十分な能力を備えているか。	当事業の主担当者は経営改善を行う上で、医療的な知識・コミュニケーション能力を十分に兼ね備えているか。
		6-5		当事業の主担当者は現場の医療職・事務職員に対して適切なアプローチ方法を心得ており、良好な関係を築くことができそうか。
		6-6	御前崎病院を支援する体制として、十分な体制を整えているか。	御前崎病院を支援する体制として、十分な体制を整えているか。
		6-7	公立病院が抱える課題について、的確な指摘や適切な対案により高い事業効果が見込めるか。	御前崎病院(公立病院)が抱える課題について、的確な指摘や適切な対案により高い事業効果が見込めるか。
		6-8	第4期中長期計画策定・実行支援にあたり、現場職員への意識改革、浸透等に向けた具体的・効果的な策を講じることができるか。	第4期中長期計画策定・実行支援にあたり、現場職員への意識改革、浸透等に向けた具体的・効果的な策を講じができるか。
		6-9	御前崎病院が進める業務改善、資料作成等の提案を通じ、経営改善策を提案することができるか。	御前崎病院が進める業務改善、資料作成等の提案を通じ、経営改善策を提案することができるか。
		6-10	現場への介入を通じ、将来的に病院を支える経営管理層・職員への教育。課題策について提案することができるか。	現場への介入を通じ、将来的に病院を支える経営管理層・職員への教育。課題策について提案することができるか。
		6-11	令和6年度から令和9年度の計画進捗管理及び実績評価	進捗管理方法や評価方法が期待できる。評価委員会への対応が適切である。支援内容の費用が適切であるか。
		6-12	令和6年度から令和9年度の経営改善・強化の実行支援	経営改善のため支援内容が期待でき、他院での成果実績がある。上記に要する費用が適切であるか。
		6-13	独自な追加提案	更なる効果的な追加提案について評価する。